

令和元年 大仙市イベント民泊事業

自宅をご提供いただける方を募集します！

※ すでに旅館業法による営業許可等がある方は除きます。

「大曲の花火」では例年、宿泊施設が大幅に不足しています。
ご自宅の空き部屋を利用して、観光客の方々が大仙市内にゆっくり宿泊することができれば、市内の観光地を訪れたり、地元飲食店等で食事ができるようになり、観光消費の拡大が期待できるほか、様々な交流も生まれます。
この機会に、観光客の方々の受け入れをしてみませんか。

※「イベント民泊」とは…
宿泊施設が不足するイベント開催時に限り、旅館業法に基づく営業許可なく、宿泊料を受けて、自宅で宿泊者の受け入れを行うことができる制度です。

募集要領

◆対象

イベント民泊事業を実施するイベントは、全国花火競技大会「大曲の花火」とします。

◆事業期間

令和元年8月30日（金）～9月1日（日）

※上記の内で最長で二泊三日まで

※今年の変更点

（「大曲の花火」開催日 8月31日）

◆申し込み方法

別紙の申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送または持参により、下記申込先へご提出ください。

◆申し込み要件

1 自宅提供者の方の要件

- ・ 大仙市内の住宅に居住する個人の方であること。
- ・ 宿泊者に対し、食事の提供や送迎を行わないこと。
- ・ 宿泊料は、宿泊者1人1泊1万円を上限とし、その範囲内において自宅提供者が任意で定める金額であること。
※今年の変更点
- ・ 住宅1件につき、宿泊者1団体のみ受け入れであること。
- ・ 旅館業法による簡易宿所営業の許可、または住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業の届出を行っていない方であること。 など

2 ご自宅の要件

- ・ 住宅の種類は、一戸建て住宅であること。ただし、空き家や別荘は対象外とします。
- ・ 住宅に宿泊者を宿泊させる間、家主が当該住宅を不在にしないこと。
- ・ 住宅の消防用設備が消防法令に適合していること（住宅用火災警報器の設置）。
- ・ 原則として、公営水道（上水道・簡易水道）に接続していること。
ただし、水道法に基づく水質検査（水質基準の基本的項目9項目以上）を行い、その基準値を満たす場合、公営水道への接続は不要とします。
- ・ 原則として、宿泊者の自家用車を駐車するスペースが確保されていること。
- ・ 居室面積は、宿泊者1人あたり3.3㎡以上の広さを有すること。
- ・ 住宅に浴室（シャワー付き）、便所、洗面設備が備えられていること。 など

◆募集件数

一戸建て住宅 20件程度

◆申し込み期間

令和元年6月14日（金）まで

※ 説明会を以下の日程で開催します。ご興味のある方、詳しく知りたい方は、いずれかのご都合の良い回にご参加ください（1時間程度）

◆事業説明会

- ・ 日時 ① 6月7日（金）午後7時～
② 6月8日（土）午後1時半～
- ・ 会場 市役所大曲庁舎3階 第一委員会室

【申し込み先】

〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所 観光課 TEL0187-63-1111
〒014-0024 大仙市大曲中通町6番1 8-5号 大仙市観光物産協会 TEL0187-88-8481
〒019-2112 大仙市刈和野字愛宕下106-3 大仙市商工会 TEL0187-75-1041

「大曲の花火」イベント民泊事業

説明会を開催します!!



日時：① 6月7日（金）午後7時～

② 6月8日（土）午後1時半～

会場：市役所3階第一委員会室

※予約不要、いずれかご都合の良い回にご参加ください

「イベント民泊に興味があるけど、出来るかな？」

「どんな部屋に泊まっているの？どんな人が泊まるの？」

「去年はどうだったの？」

こんな不安におこたえします！まずは試しに説明会へ

（問い合わせ先）

大仙市役所 経済産業部 観光課

（電話）0187-63-1111（内線252）